

令和 2 年度

定例監査等結果報告書

{ 集 録 }

岡 崎 市 監 査 委 員

# 目 次

総 務 部 .....	1
(総務文書課、庁舎車両管理課、人事課、契約課、情報政策課、 選挙管理委員会、公平委員会)	
こ ども 部 .....	2
(こども育成課、家庭児童課、保育課、総合子育て支援センター、 こども発達相談センター)	
教 育 委 員 会 事 務 局 .....	5
(総務課、施設課、学校指導課、社会教育課)	
社 会 文 化 部 .....	7
(文化振興課、スポーツ振興課、男女共同参画課、国際課、市民協働推進課、 中央図書館、美術博物館)	
都 市 整 備 部 .....	12
(都市計画課、都市施設課、まちづくりデザイン課、拠点整備課、 市街地整備課、公園緑地課)	
工 事 監 査 .....	15
(都市整備部市街地整備課)	
保 健 部 .....	29
(保健企画課、生活衛生課、健康増進課、動物総合センター)	
公の施設の指定管理者監査 .....	31
(SPS・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体)	

学校及び保育園の定例監査については、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑みて中止した。

# 総 務 部

総務文書課、庁舎車両管理課、人事課、契約課、情報政策課、  
選挙管理委員会、公平委員会

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の実施期間

令和2年3月27日～令和2年10月28日

## 3 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められた。

# こ ども 部

こども育成課、家庭児童課、保育課、総合子育て支援センター、  
こども発達相談センター

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の実施期間

令和2年3月27日～令和2年11月27日

## 3 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

## こども育成課

<p>1 学区こどもの家及び児童育成センターに勤務する職員の通勤用自家用車の駐車場使用について、その使用実態の把握はできていたが、行政財産目的外使用許可等に係る手続を行っていなかったため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>
<p>2 補助金の交付等において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 子ども会事業費補助金の実績報告について、補助対象経費を確認できる決算報告書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 民間児童クラブ利用者育成料補助金について、追加申請等がされておらず、交付決定の変更をしていないにもかかわらず、利用実績との照合により増額して交付しているものがあった。</p>
<p>3 学区こどもの家の指定管理業務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 精算を伴う修繕費の実績報告について、証拠書類等で金額の確認が十分行われていないものがあった。</p> <p>(2) 収支状況の実績について、金額等が誤って報告されているものがあった。</p>
<p>4 児童手当、遺児手当及び児童扶養手当返還金の債権管理について、延滞金の徴収手続を行っていなかったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p>

## 保育課

<p>1 公有財産台帳について、工作物の台帳を作成していないものがあったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。</p>
<p>2 保育園に勤務する職員の通勤用自家用車の駐車場使用について、全て行政財産目的外使用許可を行っていたが、行政財産ではない土地を含めて許可をしているものがあったため、駐車場使用の実態に合った手続を行うよう適正な処理をされたい。</p>
<p>3 保育所負担金等の債権管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 公債権について、延滞金の徴収手続を行っていなかった。</p> <p>(2) 保育所負担金について、強制徴収公債権であるにもかかわらず、滞納者の財産調査等を実施しておらず、全て消滅時効により不納欠損処理していた。</p>

4 補助金の交付等において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

- (1) 私立幼稚園PTA連絡協議会補助金について、交付決定前の事業に係る経費を補助対象経費としているものがあった。
- (2) 私立幼稚園園児健康診断補助金の実績報告について、証拠書類の内容確認が十分に行われていないものがあった。

5 委託業務等において、次のとおり不備な点が見受けられたため、契約規則に準拠した適正な契約方法を検討されたい。

- (1) 本来入札に付すべきと思料される委託業務を分割して見積り合わせによる随意契約を行っているものがあった。
- (2) 2者以上の者から見積書の徴取が必要であると思料される委託業務等を分割して、契約しようとする者のみの見積書により随意契約を行っているものがあった。
- (3) 本来契約課長に購入を依頼すべきと思料される消耗品を複数の発注に分割して直接購入しているものがあった。

6 産業廃棄物の収集運搬処分業務委託において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 契約書に規定された廃棄物データシートの作成を行っていなかった。
- (2) 契約書等に規定された書類が提出されていないものがあった。
- (3) 契約書に規定された業務完了期限までに処分が完了されていなかった。

なお、これらの不備は産業廃棄物の処理に必要な事務の認識不足が一因であると思料されるため、今後同様の不備がないよう徹底されたい。

# 教育委員会事務局

総務課、施設課、学校指導課、社会教育課

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の実施期間

令和2年4月30日～令和3年1月29日

## 3 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

## 総務課

- 1 給食費の債権管理について、債務者から納付の意思表示があったにもかかわらず時効の中断等に係る手続を取らず、消滅時効により債権を放棄したものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 契約事務について、相手方から市長を宛先とした請書を徴取したにもかかわらず、契約適格者である市長ではなく担当者の記名押印による契約書を作成したものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

## 施設課

- 1 公有財産台帳について、工作物台帳の更新が行われていないものがあったため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。
- 2 学校内の同一箇所における修繕業務について、複数の修繕を異なる工期で実施し、それぞれ見積り合わせによる随意契約を行っていた。これは修繕内容を十分に把握していないことが一因であると思料されるが、競争入札を避けるために契約を分割したようにもうかがえるため、疑いの余地のないよう適正な対応を検討されたい。

## 学校指導課

- 1 単価契約による委託業務について、請求内訳の確認不足により過大に支払っていたため、適正な処理をされたい。
- 2 就学援助費について、修学旅行費の援助対象経費を対象外として支給額を算定していたものがあったため、就学援助費支給要綱に準拠した適正な処理をされたい。

## 社会教育課

学区社会教育事業費補助金の実績報告において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

- (1) 補助対象経費としてふさわしくないと思料される経費を補助対象経費に含めているものがあった。
- (2) 補助事業の内容や補助金の使途を具体的に確認できないものがあった。

なお、維持管理費を当該補助対象経費としていた個人所有の車両が小学校の敷地内に常駐している事例が見受けられたが、その管理に必要な手続を適切に行うよう、併せて指導されたい。



# 社 会 文 化 部

文化振興課、スポーツ振興課、男女共同参画課、国際課、  
市民協働推進課、中央図書館、美術博物館

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の実施期間

令和2年8月24日～令和3年3月5日

## 3 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

## 文化振興課

- 1 文化活動事業費補助金の実績報告について、補助対象外経費を補助対象経費に含めているものがあつたため、適正な処理をされたい。
- 2 三河武士のやかた家康館の指定管理業務について、市費で負担すべき費用を誤って当該業務内の企画展に係る経費に含んで精算していたため、適正な処理をされたい。

## スポーツ振興課

- 1 公有財産の管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。
  - (1) 工作物の台帳が作成されていないものがあつた。
  - (2) P F I 事業により整備され引き渡しを受けた龍北総合運動場の運動施設について、管理すべき工作物を個別に把握していなかった。  
なお、施設の管理課として公有財産を把握していないことにより、今後の施設管理に支障が生ずるものと思料されるため、適正に対応されたい。
- 2 行政財産目的外使用許可に係る事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。
  - (1) 通勤用自家用車の駐車場の使用について、対象となる土地が他課等の所管であるにもかかわらず許可しているものがあつた。
  - (2) 通勤用自家用車の駐車に係る許可について、対象となる土地が行政財産であるにもかかわらず借地であると錯誤し、使用の承諾手続をとっているものがあつた。
  - (3) 携帯電話無線基地局に係る許可について、使用料の算定に誤りがあるものがあつた。
- 3 スポーツ施設の整備業務について、隣接する複数箇所の整備を個別に見積合わせし随意契約を行っていたものが見受けられたが、一括で発注することで経費の削減を図ることができたものもあると思料されるため、整備内容を十分に把握するなど適正な事務処理を検討されたい。

4 地域市民スポーツ振興費補助金の実績報告において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

- (1) 収支精算書や証拠書類等の内容確認を行っていなかった。
- (2) 補助事業の内容や補助金の使途を具体的に確認できないものがあった。
- (3) 補助対象期間外の事業に係る経費を補助対象経費に含めているものがあった。

なお、これらの不備については、当該補助金の実績報告に係る確認を補助金の交付先である学区社会教育委員長連絡協議会の事務局を務める社会教育課に一任しており、予算執行課として補助金の使途等を確認していないことが原因であるため、適正な対応をされたい。

5 農業者体育センターの施設の利用において、次のとおり不備な点が見受けられたため、農業者体育センター条例等の見直しも含め、適正な対応を検討されたい。

- (1) 同条例第10条に規定された特別の事情がないにもかかわらず、既納の使用料を還付しているものがあった。
- (2) 同条例施行規則第4条に規定されたやむを得ない理由がないにもかかわらず、利用日1月前の期限を超過した利用申請を承認しているものがあった。

6 中央総合公園の指定管理業務において、入場料金を徴しない営利を目的とした展示販売会等で体育館及び武道館を利用する場合に、入場料金に類するものを徴していると位置付け、入場料金を徴する場合の利用料金区分を適用していた。この取扱いは、中央総合公園スポーツ施設条例に規定されていないため、同条例の見直しも含め、実情に合わせた料金設定となるよう適正な対応を検討されたい。

## 体育館

1 自動販売機の教育財産目的外使用許可について、業者選定を公募にするなど、健全な財政運営の推進と公有財産の有効活用を図ることを目的とした選定方法を行政経営課と協議し、適正な対応を検討されたい。

2 電柱等に係る行政財産目的外使用許可について、対象となる土地が他課等の所管であるにもかかわらず許可しているものがあったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

3 有料公園施設の使用料等の公金収納委託に係る事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 地方自治法施行令第158条第2項に規定された告示及び公表をしていなかった。
- (2) 予算決算及び会計規則第47条の3に規定された収入事務受託者の身分を証明する証票を交付していなかった。

4 有料公園施設利用許可に係る事務について、都市公園条例改正前の許可にもかかわらず、改正後の使用料を徴収しているものがあつたため、同条例に準拠した適正な処理をされたい。

5 産業廃棄物である汚泥等の処理業務委託において、次のとおり不備な点が見受けられたため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 委託内容が汚泥等の清掃並びに清掃により発生した汚泥等の収集運搬及び処分であつたにもかかわらず、同法施行令第6条の2第4項に規定された事項を定めた契約書を作成していなかつた。
- (2) 処分業務の完了前に清掃作業の完了をもって履行確認していた。
- (3) 処分受託者からの産業廃棄物管理票の写しの送付について、同法施行規則第8条の28に規定された期限の確認を行っていなかつた。

#### 国際課

外国人市民支援事業費補助金の実績報告について、精算額の確認が十分に行われていないものがあつたため、適正な処理をされたい。

#### 市民協働推進課

1 公有財産台帳について、工作物の台帳が作成されていないものがあつたため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

2 行政財産目的外使用許可に係る事務について、許可申請の内容確認を十分に行っておらず、電柱等の使用料の算定に誤りのあるものがあつたため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

3 コイン式複写機の資料複写料収入の現金出納事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 複写機から現金を回収する際、複写機に記録された複写枚数と突合しておらず、収納すべき額を把握していなかつた。
- (2) 年度末に現金の回収を実施しておらず、翌年度の歳入として処理したと思料される収入があつた。

4 精算を伴う地域交流センターの修繕費の実績報告について、証拠書類等で金額の確認が十分に行われていなかつたため、適正な処理をされたい。

## 地域文化広場

産業廃棄物の収集運搬処分業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4項に規定された事項を定めた契約書を作成していないものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

# 都 市 整 備 部

都市計画課、都市施設課、まちづくりデザイン課、拠点整備課、  
市街地整備課、公園緑地課

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の実施期間

令和2年9月30日～令和3年3月30日

## 3 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

## まちづくりデザイン課

1 公有財産台帳について、工作物の台帳を作成していないものがあつたため、整備後に維持管理する課が適切に管理できるよう公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

2 屋外広告物許可に係る事務において、次のとおり不備な点が見受けられたため、屋外広告物条例等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 更新許可申請書について、許可期間満了日の翌日等に許可期間を遡って許可を行っているものがあつた。

(2) 屋外広告物許可申請手数料について、当該年度内及び出納整理期間内に督促等を実施し、その後収納未済であることを理由に申請を却下していたにもかかわらず、翌年度への繰越し等の手続を行っていないかつた。

また、当該屋外広告物は許可を受けないまま現在も設置されているが、設置者等への是正指導を行っていないかつた。

## 拠点整備課

電柱等の行政財産目的外使用料について、道路の占用に関する条例等の改正前の許可にもかかわらず、改正後の使用料を徴収しているものがあつたため、同条例等に準拠した適正な処理をされたい。

## 市街地整備課

土地区画整理組合事業費補助金等の実績報告において、次のとおり不備な点が見受けられたため、適正な処理をされたい。

(1) 証拠書類等で金額の確認が十分に行われていないものがあつた。

(2) 事務費補助金について、土地区画整理事業助成条例事務要領第15条第1項第1号に規定された収支決算書が提出されておらず、補助事業の内容を証する書類による確認を行っていないものがあつた。

## 公園緑地課

1 公有財産の管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 同規則の規定に基づく管理をすべき財産の公有財産台帳について、施設ごとに口座を作成していないものがあった。

(2) 同規則第44条の規定による台帳作成の適用除外の財産とそれ以外の財産を公有財産台帳の同一の口座に登録し、財産の詳細を明確に把握していないものがあった。

(3) 取得した土地について、公有財産現在高報告書に計上されていないものがあった。

なお、公有財産現在高報告書の計上漏れについては、取得した土地を公園台帳システムに登録するまでに時間を要し、その間の管理方法に不備があることが一因であると思料されるため、適切な対応を検討されたい。

2 都市公園占用許可に係る事務において、都市公園条例第15条に規定された届出書を徴取しておらず、これに係る原状回復の確認もしていないものがあったため、同条例に準拠した適正な処理をされたい。

3 都市公園施設利用許可に係る事務において、使用料の算定を誤っているものがあったため、都市公園条例等に準拠した適正な処理をされたい。

4 民有地に設置された児童遊園について、使用貸借契約に基づく土地の使用期間が満了しているにもかかわらず、同契約の更新手続をとっていないものがあったため、適正な処理をされたい。

なお、これらの児童遊園の在り方等も含めてこども育成課とも協議し、適切な対応を検討されたい。



# 工 事 監 査

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項及び岡崎市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する随時監査

## 2 監査の対象

岡崎駅西口駅前広場改修整備工事（都市整備部市街地整備課）

## 3 監査の実施期間

令和2年10月28日～令和3年3月30日

現地調査日 令和3年1月15日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び工事の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかについて監査した。

なお、この監査にあたっては技術的観点を主眼としたため、協同組合総合技術士連合の協力を得た。

(1) 工事が予算の所期する目的に適合しているか。

(2) 工事が設計図書及び仕様書のとおりできているか。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取し、かつ現地調査を実施した。

## 6 監査の結果

各項目は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているとおおむね認められた。

なお、結果概要については、次のとおりである。

## 岡崎駅西口駅前広場改修整備工事

(1) 工事場所

岡崎市羽根西新町ほか1箇町地内

(2) 工事の目的

本工事は、藤田医科大学岡崎医療センターの開院及び岡崎駅南土地区画整理事業の進捗による利用者の増加に対応するため、公共交通機関と一般送迎用車両を分離することにより、交通渋滞の緩和と、安全で円滑な交通動線が確保できるよう整備を行うものである。

(3) 工事の概要

側溝工	L = 382m
舗装工	A = 4,520m <sup>2</sup>
構造物撤去工	N = 1式

(4) 工事請負業者

小原建設 株式会社

(5) 事業費

契約金額 117,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 契約工期

令和2年7月2日～令和3年3月26日

(7) 工事進捗率

91.0%（令和3年1月末現在）

協同組合総合技術士連合からの報告書は次のとおりである。

令和 2 年度  
岡崎市公共工事技術調査業務報告書

令和 3 年 3 月 5 日

協同組合 総合技術士連合

## **.調査概要**

### **1 . 技術調査対象工事名称**

岡崎駅西口駅前広場改修整備工事

### **2 . 調査実施日**

令和3年1月15日(金)

### **3 . 調査場所**

市役所会議室及び当該工事現場

### **4 . 監査執行者**

代表監査委員(識見) 岡島 讓  
監査委員(識見) 長谷川龍伸  
監査委員(議選) 築瀬 太  
監査委員(議選) 井村 伸幸

### **5 . 調査立会者**

監査委員事務局 局長 本多 徳行  
次長 荻野 泰久

### **6 . 技術調査業務(報告書共)実施技術士**

協同組合 総合技術士連合  
藤原 敏 技術士(建設部門・総合技術監理部門)

〒530 - 0047 大阪市北区西天満5丁目1番19号(高木ビル408)

TEL : 06 - 6311 - 1145、 FAX : 06 - 6311 - 1146

## ・岡崎駅西口駅前広場改修整備工事に関する技術調査結果

### 1 . 工事内容説明者

#### 【都市整備部】

部長 杉山 弘朗

#### 【市街地整備課】

課長 松澤 耕

副課長 太田 貴司

技術係係長 都筑 啓至

技術係技術員 石寺 洸也

### 2 . 工事概要

#### 1 ) 工事場所

岡崎市羽根西新町ほか1箇町地内

#### 2 ) 工事内容

側溝工 L = 382m

舗装工 A = 4,520 m<sup>2</sup>

構造物撤去工 N = 1 式

#### 3 ) 工事請負業者

小原建設 株式会社

#### 4 ) 事業費

請負金額 117,150,000 円 (税込)

#### 5 ) 工事期間

令和2年7月2日 ~ 令和3年3月26日

#### 6 ) 工事進捗状況

令和3年1月末現在 91.0 %

### 3 . 事業目的

本工事は、岡崎駅西口駅前広場において、藤田医科大学岡崎医療センターの開院及び岡崎駅南土地区画整理事業の影響による利用者増加を想定し、機能のリニューアルのために駅前広場の改修を行うものである。

当該工事の施工箇所を(図-1)に示す。

(図-1)



(注)拡大図(グーグルマップより抜粋)

#### 4 . 総括所見

工事監査資料及び関係書類並びに現地調査等に基づき、計画、設計、積算、施工等の各過程における技術調査着目点について質疑応答を行った。

質疑に関する回答(口頭及び資料による)は必要十分であり、今回調査の範囲においては一部是正の必要がある積算も見受けられたが、全体的に概ね適切に実施されていると認められる。

以下、調査した事項のうち主な内容の要点を各項に示し、注意、要望、検討を要する点についてはそれぞれの項に記すものとする。

#### 5 . 書類監査

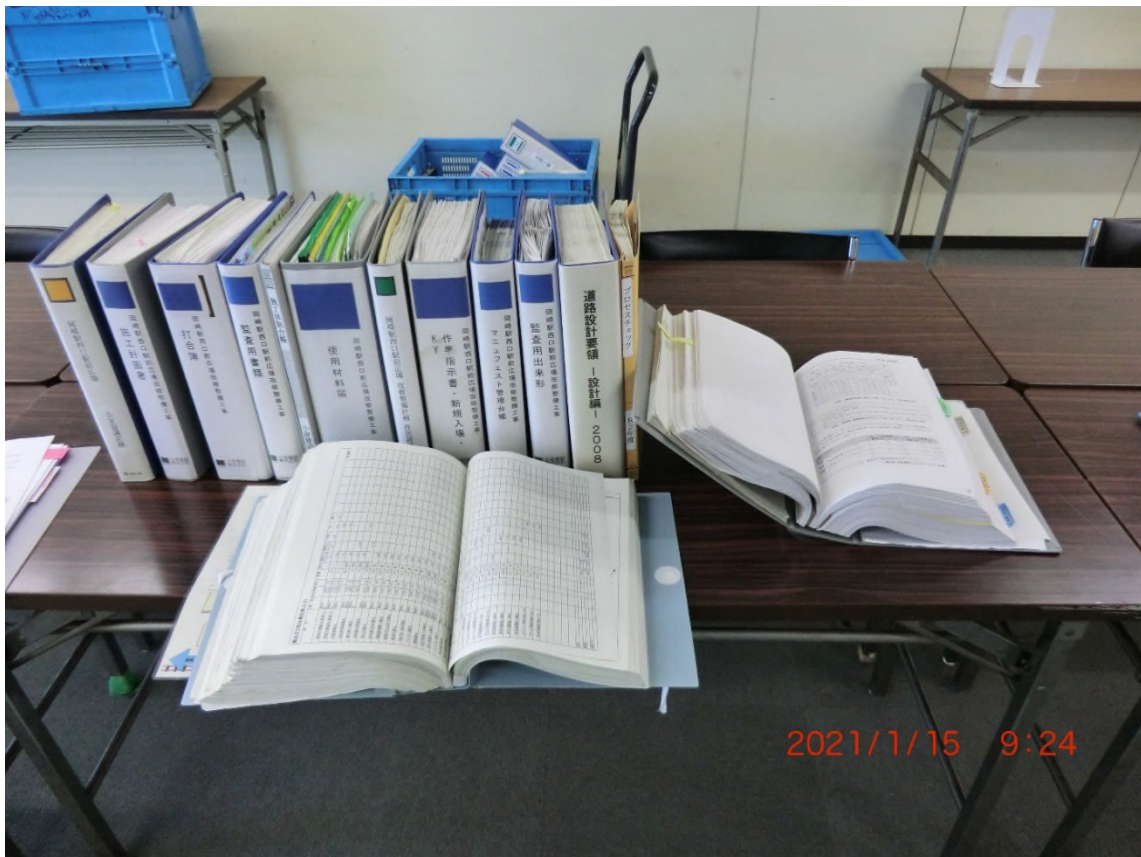
工事の関係書類の提示を求め、計画、設計、積算、契約、施工管理、試験・検査等の技術的事項について関係者に質疑し、回答を求めた結果、記載内容、資料整備、各項目での整合性は保たれており、書類整理の観点からは問題とすべき点は認められなかった。

主な関係調査書類は(写真1)のように整理されているが、具体的には次のような書類が整備されている。

・工事請負契約書
・現場代理人・監理技術者届
・特記仕様書、設計図面及び構造計算書
・設計内訳書、数量計算書
・全体工程表、施工計画書

・建設業退職金共済加入、労災保険成立証明書
・施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図
・使用材料承認願書
・工事指示書関係
・安全衛生記録
・工事写真(電子データ)

(写真1)



## 6. 契約

入札は、岡崎市契約規則に基づき、参加企業 10 社で一般競争入札（電子入札）により同規則通りなされていた。

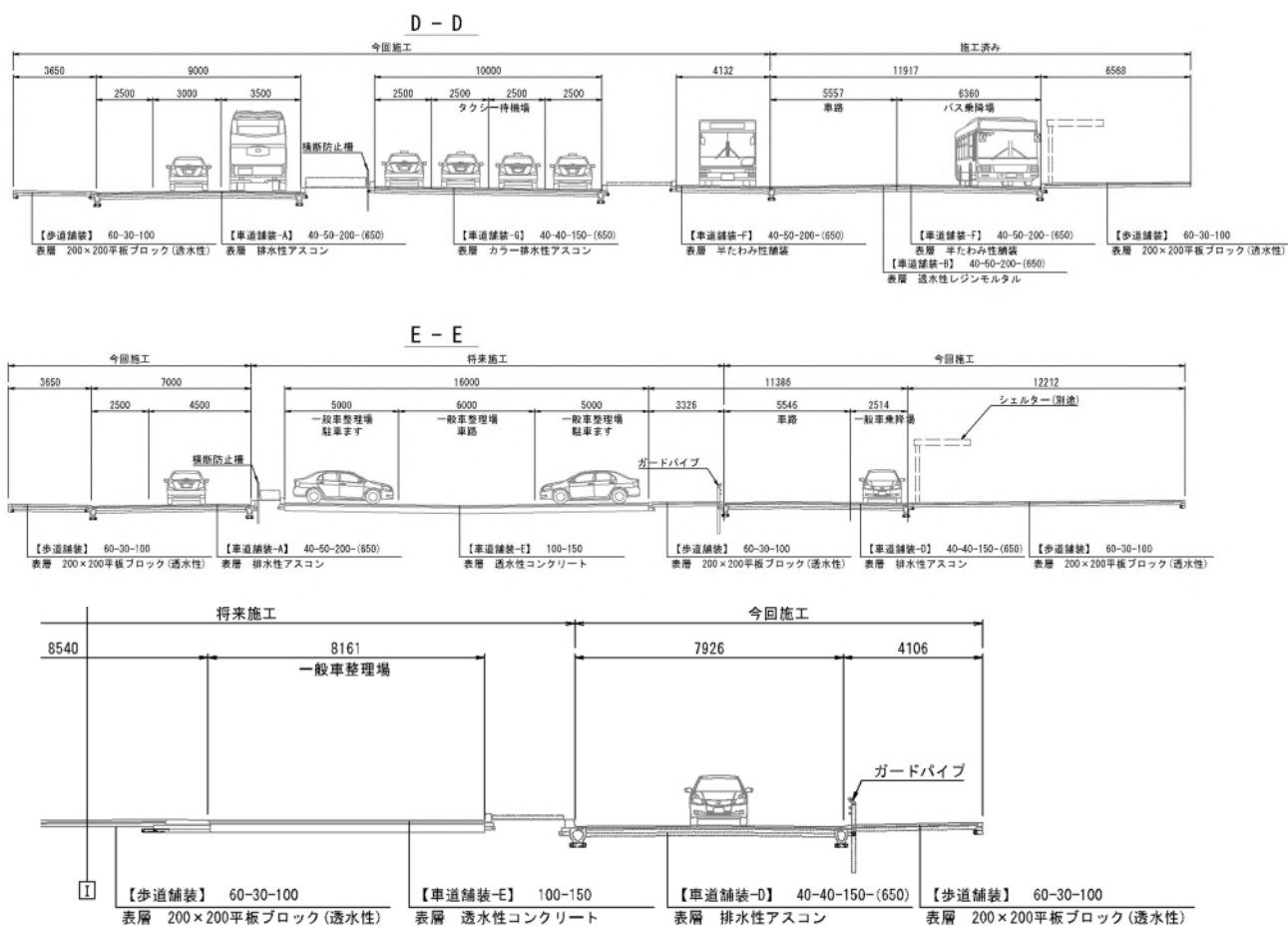
契約関係書類としては、入札結果、工事請負契約書、前払金請求辞退届、現場代理人・監理技術者届等が整備されており、適正な契約手続がなされていた。

## 7. 計画・設計

本件工事は公共交通機関と一般車を極力分離する配置計画になっているなど自動車交通等の安全性を考慮するものとなっている。

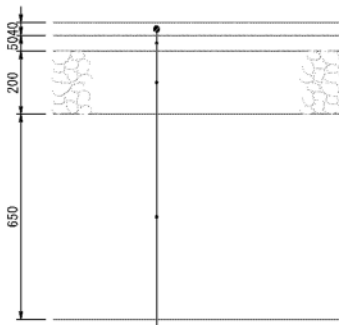
また、本件工事は車道、歩道の舗装、側溝、縁石や歩道用防護柵等の設置が主な工種内容であるが、これらの断面図および構造図を（図-2）に示す。側溝の設計にあたってはグレーチングを使用しなくてよい溝付きのコンクリート二次製品を採用するなど経済性を配慮したものとなっている。

（図-2）主要部分断面図





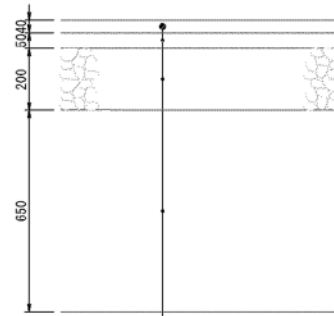
○ 車道舗装-A



表層	排水性アスコン	13mmTOP	t=4cm
基層	再生粗粒度アスコン	20mmTOP	t=5cm
路盤	再生砕石	RC-40	t=20cm
路床	安定処理(セメント固化剤)		t=65cm

※路床改良は、既存歩道部のみ

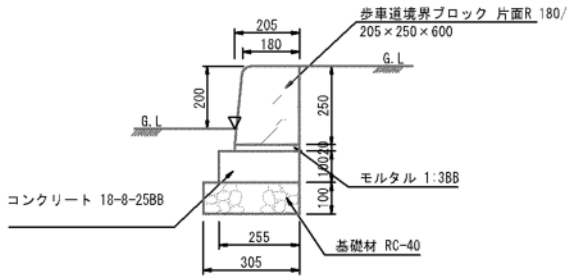
○ 車道舗装-B



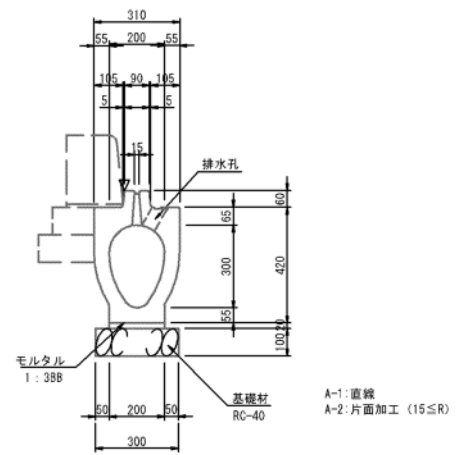
表層	透水性レジンモルタル	13mmTOP	t=4cm
基層	再生粗粒度アスコン	20mmTOP	t=5cm
路盤	再生砕石	RC-40	t=20cm
路床	安定処理(セメント固化剤)		t=65cm

※表層の色は、-1:黒、-2:灰、-3:黄とする  
※路床改良は、既存歩道部のみ

○ 縁石-C-3



○ 都市型側溝-A

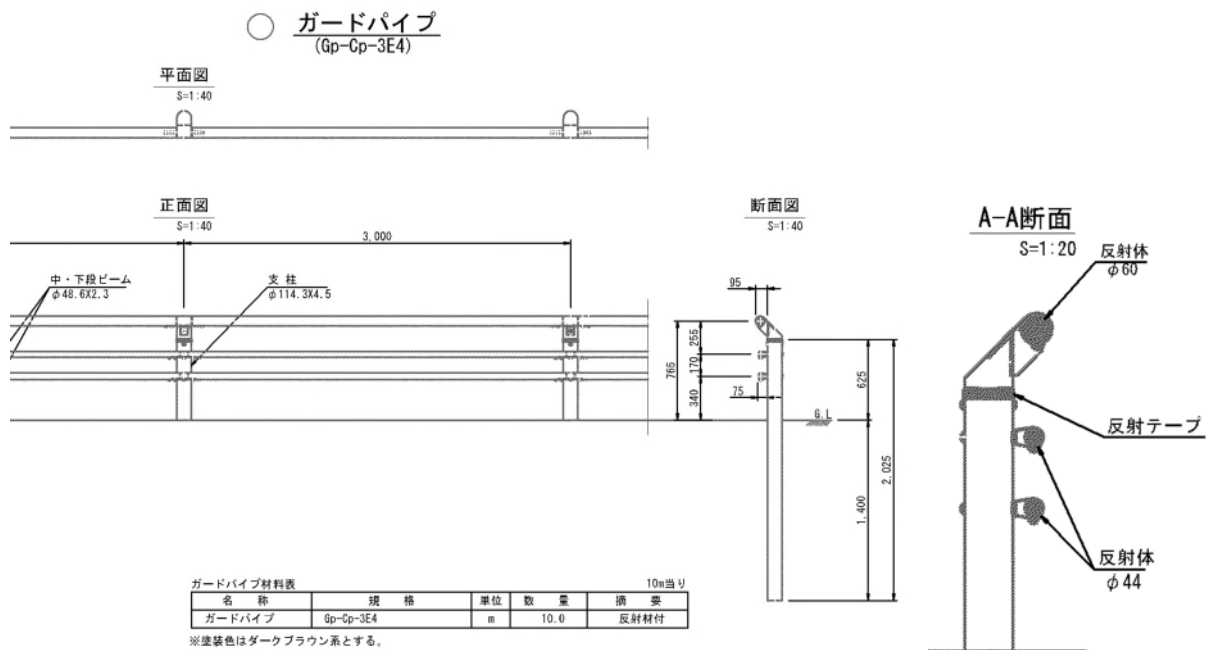


A-1:直線  
A-2:片面加工 (15≦R)

※縁石は別途計上

都市型側溝-A材料表

名称	規格	単位	数量	摘要
都市型側溝	250型 推断用 Coスリットタイプ	個	5.0	L=2,000
モルタル	1:3BB	m <sup>3</sup>	0.04	
基礎材	RC-40 t=100	m <sup>3</sup>	0.3	3.0m <sup>2</sup>



舗装構造設計では確認した限りにおいて「舗装設計施工指針」、「道路設計要領」、などの指針等に準じて適切に設計されていた。

主な設計根拠資料は下表のとおりである。

・ 舗装設計施工指針	日本道路協会
・ 道路設計要領	中部地方整備局
・ 愛知県道路構造の手引き	愛知県
・ 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン	道路のデザインに関する検討委員会 (事務局：国土交通省道路局内)
・ 道路の移動円滑化整備ガイドライン	(一財)国土技術研究センター (監修：国土交通省)
・ 都市公園技術標準解説書	(社)日本公園緑地会

## 8. 積算

積算は、他自治体等でも使用されている積算システム ESTIMA(エスティマ)を使用しており、各単価は基本的には愛知県の標準単価を、その他必要なものは建設物価等の物価資料によるが、掲載されていないものについては3社以上からの見積りを取り、愛知県の指針に従って、異常値を除いた価格の平均価格を採用することが原則である。

積算のチェック体制については「設計書等のチェックリスト」を用いて設計書に漏れや不備がないか、内容ごとに担当職員と確認職員双方でチェックして押印するシス

テムとなっている。今回の調査においてカラー舗装の明細表において一部重複している部分があったが、設計変更の際に重複部分を減額するとのことである。本件カラー舗装（写真２）のように積算基準をそのまま適用できない場合は、その内容をよく理解し、重複等がないか留意することが重要である。また、今後はより一層のチェック体制の充実が求められる。

（写真２）



主な積算根拠資料は下表のとおりである。

・ 積算基準及び歩掛表	愛知県建設部
・ 県及び市の標準単価表	愛知県、岡崎市
・ 建設物価	(財)建設物価調査会
・ 積算資料	(財)経済調査会

## 9 . 使用材料

設計図書に基づいて使用材料承認願が提出され、市職員担当者により内容が確認されていた。各材料の形状寸法、品質、強度は設計に適合している。

また、市監督職員による側溝等の製品検査は、検査要領(寸法検査、荷重試験等)に従って行われており（写真３参照）、それぞれ検査結果は良好となっていて、記録も整理されていた。単価については同種の既製品が使用品以外にないかよく調査し、同種の製品があれば見積りを比較検討することが重要である。

(写真3)



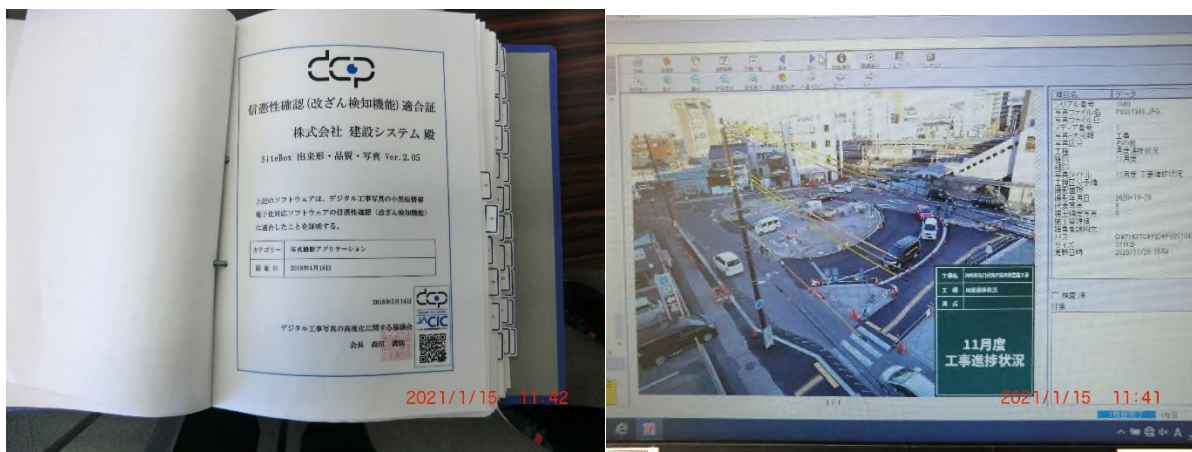
## 10. 施工管理

施工計画書では全工程における各工種の実施要領を検討・整理しており、特段問題となるところは見当たらなかった。また、施工体制台帳、施工体系図、各工種の有資格者、工程表、残土処理計画等の内容は適切なものであった。

現在一般車整理場の舗装等が残っており、(写真4)に示すように付近の交通も輻輳していることからより一層安全確認に留意して施工を進めることが求められる。

なお、工事写真については(写真4)のように電子データにより提出されていて、撮影日時がデータとしては記録されているものの、その画像では明示されておらず視覚的に確認できないことから、より錯誤を防ぐための改善が求められる。

(写真4)



安全管理については、安全衛生目標、安全衛生管理体制、安全衛生対策等が計画されており積極的な取り組みがなされていると考えられる。また、工事標識、保安設備を完備し、夜間工事の際には夜間通行に対するバリケード、工事灯の配置に注意するなどしている。毎日の朝礼後のK Y教育もなされているようであるが、現場は(写真5)のように工事箇所の面積も広くはなく、自転車や人通りも多いことから工事関係車両や資材等が輻輳しており現場内の整理整頓がより一層求められる。

(写真5)



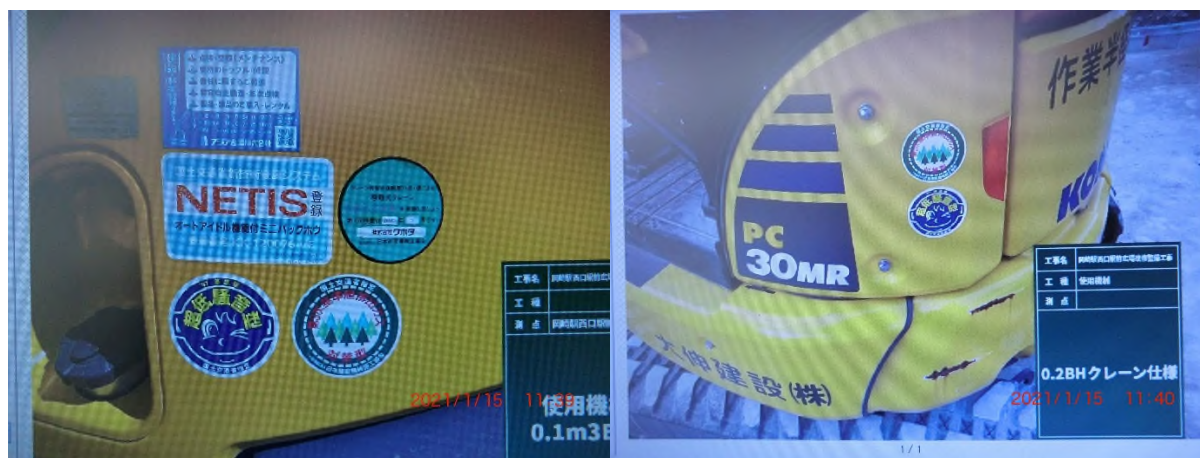
現場前の工事看板等は、一般市民にも見やすい場所に「建設業の許可票」、「監理技術者及び主任技術者の表示」、「労災保険関係成立票」、「建退共加入表示」、「施工体系図」等が掲示されていた。

(写真6)



また、環境対策としては特定建設作業実施届を提出し、振動、騒音、排出ガス等に配慮した建設機械を採用している。

(写真7)



## 11. 今後の課題

以上、計画、設計、積算、施工から現場の安全管理、環境対策まで述べてきたが、未施工工種もあることから、今後はすで実践されている工程管理、品質管理のより一層の充実を図り、引き続き安全第一の姿勢で、無事故・無災害で竣工することが望まれる。

# 保 健 部

保健企画課、生活衛生課、健康増進課、動物総合センター

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

## 2 監査の実施期間

令和2年10月28日～令和3年4月30日

## 3 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

## 5 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

## 6 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

#### 保健企画課

げんき館の便益施設の行政財産目的外使用許可について、使用料の算定及び減免手続きの妥当性に疑義があるため、これらの根拠を明確にした上で、行政財産目的外使用料条例に準拠した合理的な範囲で使用料を算定するよう検討されたい。

なお、本施設の使用料の算定には、行政財産目的外使用許可を受けた者等の事業経営実態を十分に把握する必要があると思料されるため、事業報告を受け、実態を把握した上で適切に処理されたい。

#### 生活衛生課

食品衛生協会補助金の実績報告について、証拠書類の確認が十分に行われていないものがあつたため、規則等に準拠した適正な処理をされたい。



# 公の施設の指定管理者監査

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び岡崎市監査基準第4条第1項第3号の規定により実施する監査

## 2 監査の対象

- (1) 指定管理者 S P S・トーエネック・ピーアンドピー共同事業体
- (2) 公の施設 岡崎市シビックセンター
- (3) 所管課 社会文化部文化振興課

## 3 監査の実施期間

令和2年12月25日～令和3年5月28日

## 4 監査の対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 5 監査の着眼点

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿っているかについて監査した。

## 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、ゼネラルマネージャー等の説明を聴取して監査を実施した。

## 7 指定管理業務の概要

- (1) 業務の内容
  - ア 芸術文化振興に関すること

イ 交流広場を利用した地域のまちづくり支援に関すること

ウ 施設の運営に関すること

エ 施設及び設備の維持管理に関すること

(2) 指定方法 非公募

(3) 指定管理料 223,324,101円（令和元年度）

(4) 指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日

## 8 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

指定管理業務に係る事業報告について、報告書に記載された収支状況と同期間の財務諸表等との整合性が取れていなかったため、指定管理者は収支額を適正に報告するよう対応されたい。

また、この報告により、市は指定管理業務に係る収支状況を適正に把握していなかったため、収支の内容について十分に検証し、その実態を把握できるよう適正な対応をされたい。